



福岡医発第 2294 号 (地)

令和 3 年 11 月 13 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

厚生労働省「疑義解釈資料の送付について (その 80) (その 81) (その 82)」の
送付について

今般、厚生労働省保険局医療課より疑義解釈が発出されましたので、別添のとおりお
送りいたします。

つきましては、本件について、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本資料につきましては、本会ホームページ会員専用「令和 2 年度診療報酬改定
について」([https://www.fukuoka.med.or.jp/members/iryo_hoken/shinryo/h30_copy.h
tml](https://www.fukuoka.med.or.jp/members/iryo_hoken/shinryo/h30_copy.html)) に掲載いたしますので、ダウンロードの上、ご活用いただきますようお願い申し上
げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

(保 205)

令和3年11月8日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎
(公印省略)

厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その80）」の送付について

令和2年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和2年3月5日付け日医発第1181号（保265）「令和2年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省保険局医療課より、令和2年度診療報酬改定に関するQ&A「疑義解釈資料の送付について（その80）」が発出されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

以上、本件について貴会会員にご周知下さいますようお願い申し上げます。

【添付資料】

疑義解釈資料の送付について（その80）

（令3.11.5 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事 務 連 絡
令和 3 年 11 月 5 日

地 方 厚 生（ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 80）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件(令和 2 年厚生労働省告示第 57 号)等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号）等により、令和 2 年 4 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

(別添)

医科診療報酬点数表関係

問1 区分番号「A003」オンライン診療料の施設基準において、「頭痛患者に対する情報通信機器を用いた診療に係る研修」とあるが、当該研修にはどのようなものがあるか。

(答) 現時点では、一般社団法人日本頭痛学会の実施する「日本頭痛学会 e-learning」が該当する。

問2 医科点数表第2章第10部手術の通則12について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日保医発0305第1号)別添1医科診療報酬点数表に関する事項において、「入院中の患者に対する手術の休日加算1及び2又は深夜加算1及び2は、病状の急変により、休日に緊急手術を行った場合又は開始時間が深夜である緊急手術を行った場合に算定できる。」とあるが、脳死臓器提供者の発生等により緊急に臓器移植術を実施する必要性が生じた場合は、当該手術について、入院中の患者に係る「病状の急変」による緊急手術に該当するものとして取り扱ってよいか。

(答) よい。

問3 「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」(令和3年5月31日保医発0531第3号)において、「マイコバクテリウム・アビウムコンプレックス(MAC)による肺非結核性抗酸菌症患者であって、多剤併用療法による前治療において効果不十分な患者(入院中の患者以外のものに限る。)に対して、アミカシン硫酸塩吸入用製剤を投与するに当たり、超音波ネブライザを使用した場合は、初回の投与を行った月に限り」区分番号「C164」の「1」に規定する陽圧式人工呼吸器の所定点数を準用して算定できるとされているが、入院中の患者又はその看護に当たる者に対して、当該患者の退院時に在宅抗菌薬吸入療法の方法及び注意点等に関する指導管理を行った場合においても、退院日に限り、区分番号「C164」の「1」に規定する陽圧式人工呼吸器の所定点数を準用して算定できるか。

(答) 算定できる。

(保 206)

令和 3 年 1 月 8 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎
(公印省略)

厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その 81）」の送付について

令和 2 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和 2 年 3 月 5 日付け日医発第 1181 号（保 265）「令和 2 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省保険局医療課より、令和 2 年度診療報酬改定に関する Q & A「疑義解釈資料の送付について（その 81）」が発出されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

以上、本件について貴会会員にご周知下さいますようお願い申し上げます。

【添付資料】

疑義解釈資料の送付について（その 81）

（令 3.11.5 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

[参考]

新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬の医療機関への配分について（疑義応答集の修正）

（令 3.7.20(令 3.11.5 最終改正) 事務連絡 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部)

事 務 連 絡
令和 3 年 11 月 5 日

地 方 厚 生（ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 81）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和 2 年厚生労働省告示第 57 号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号）等により、令和 2 年 4 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

(別添)

医科診療報酬点数表関係

問 1 公的な管理の下で各医療機関に無償で提供されたロナプリーブ注射液セット 300、同注射液セット 1332 (成分名: カシリビマブ (遺伝子組換え) / イムデビマブ (遺伝子組換え)) (以下「本剤」という。) について、「新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬の医療機関への配分について」(令和 3 年 7 月 20 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。同年 11 月 5 日最終改正。以下「令和 3 年 7 月 20 日コロナ本部事務連絡」という。) に基づき、発症抑制の目的で本剤を「疑似症患者」に投与する場合に、保険診療との併用が可能か。

(答) 無償で提供された当該医薬品を、発症抑制の目的で疑似症患者に投与する場合、本剤が既に薬事承認(特例承認)を受けていることから、時限的・特例的な対応として、承認後、保険適用前の医薬品の投与と類似するものとして評価療養に該当するものとする。

問 2 問 1 の場合における投与対象者について、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いにおける新型コロナウイルス感染症患者と同様に取り扱ってよいか。

(答) よい。

問 3 ゼビュディ点滴静注液 500mg (成分名: ソトロビマブ (遺伝子組換え)) について、令和 3 年 7 月 20 日コロナ本部事務連絡に基づき、その投与対象となる新型コロナウイルス感染症患者に対して外来で投与した場合、治療薬の投与に係る新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い(令和 3 年 9 月 28 日厚生労働省保険局医療課事務連絡(その 63)別添の問 8 (外来での投与))における「本剤」(カシリビマブ及びイムデビマブ)を「ソトロビマブ」と読み替えて、臨時的な取扱いを適用してよいか。

(答) よい。

事務連絡
令和3年7月20日
(令和3年11月5日最終改正)

各〔都道府県保健所設置市〕衛生主管部（局）御中
〔特別区〕

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬の医療機関への配分について（疑義応答集の修正）

【主な改正内容】

- 「カシリビマブ及びイムデビマブ」（ロナプリーブ）について、11月5日に特例承認された発症抑制としての投与に関する記載等を追記しました。
- 「ソトロビマブ」（ゼビュディ）について、有床医療機関の外来での投与等に関する記載や、副作用情報等について追記しました。

（改訂部分は下線部分）

平素より、新型コロナウイルス感染症対応に、格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の患者を対象とした中和抗体薬「カシリビマブ及びイムデビマブ」（販売名：ロナプリーブ[™]注射液セット300、ロナプリーブ[™]注射液セット1332。以下「ロナプリーブ」という。）については、令和3年7月19日、新型コロナウイルス感染症の治療薬として特例承認されました。

今後、ロナプリーブ製造販売業者（「中外製薬株式会社」をいう。以下同じ。）からロナプリーブが供給され次第、国内での使用が可能となりますが、ロナプリーブ製造販売業者が公表しているとおり、全世界向けの総供給量は限られており、日本への流通量

も限られたものとなります。このため、当面の間、ロナプリーブ製造販売業者から厚生労働省が提供を受け、本剤を配分することとします。

つきましては、ロナプリーブの配分及び使用について別紙１のとおりお知らせしますので、御了知いただくとともに、貴管内の医療機関（病院、有床診療所及び無床診療所）へ周知いただきますようお願いいたします。なお、質疑応答集を別紙１中の別添のとおり作成しておりますのでご参照ください。

新型コロナウイルス感染症の患者を対象とした中和抗体薬「ソトロビマブ」（販売名：ゼビュディ点滴静注液500mg。以下「ゼビュディ」という。）については、令和３年９月27日、新型コロナウイルス感染症の治療薬として特例承認されました。

今後、ゼビュディ製造販売業者（「グラクソ・スミスクライン株式会社」をいう。以下同じ。）からゼビュディが供給され次第、国内での使用が可能となりますが、全世界向けの総供給量は限られており、日本への流通量も限られたものとなります。このため、当面の間、ゼビュディ製造販売業者から厚生労働省が提供を受け、本剤を配分することとします。

つきましては、ゼビュディの配分及び使用について別紙２のとおりお知らせしますので、御了知いただくとともに、貴管内の医療機関（病院・有床診療所）へ周知いただきますようお願いいたします。なお、質疑応答集を別紙２中の別添のとおり作成しておりますのでご参照ください。

【問い合わせ】

新型コロナウイルス感染症対策推進本部（戦略班）

健康局結核感染症課

1. 中和抗体薬「カシリビマブ及びイムデビマブ」（ロナプリーブ）について

1 ロナプリーブ（以下別紙1において「本剤」という。）は、現状、安定的な供給が難しいことから、一般流通は行わず、厚生労働省が所有した上で、対象となる患者が発生した医療機関からの依頼に基づき、無償で譲渡することとしたものです。この趣旨を踏まえ、必要以上の配分依頼、在庫の確保、投与対象者以外への投与及び対象医療機関以外での使用は控えていただくようお願いします。

2 本剤の効能・効果は「SARS-CoV-2 による感染症及びその発症抑制」であり、添付文書において「SARS-CoV-2 による感染症の重症化リスク因子を有し、酸素投与を要しない患者を対象に投与を行うこと」などとされています（以下参照）。

本剤は、現状、安定的な供給が難しいことから、本剤の配分を受けられる医療機関は、病院若しくは有床診療所又は無床診療所（以下「対象医療機関」という。）とします。

※ 「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第6.0版」（令和3年11月2日）において、「リスク因子のある患者は入院の対象となる」とされている。

<参考：本剤の添付文書（抜粋）>

1. 警告

<SARS-CoV-2 による感染症の発症抑制>

SARS-CoV-2 による感染症の予防の基本はワクチンによる予防であり、本剤はワクチンに置き換わるものではない。

4. 効能又は効果

SARS-CoV-2 による感染症及びその発症抑制

5. 効能又は効果に関連する注意

<SARS-CoV-2 による感染症>

5.1 臨床試験における主な投与経験を踏まえ、SARS-CoV-2 による感染症の重症化リスク因子を有し、酸素投与を要しない患者を対象に投与を行うこと。

5.2 高流量酸素又は人工呼吸器管理を要する患者において症状が悪化したとの報告がある。

<SARS-CoV-2 による感染症の発症抑制>

P.6, 7 も参照

5.3 以下のすべてを満たす者に投与すること。また、本剤の投与対象については最新のガイドラインも参考にすること。

・ SARS-CoV-2 による感染症患者の同居家族又は共同生活者等の濃厚接触者、又は無症状の SARS-CoV-2 病原体保有者

・ 原則として、SARS-CoV-2 による感染症の重症化リスク因子を有する者

・ SARS-CoV-2 による感染症に対するワクチン接種歴を有しない者、又はワクチン接種歴を有する場合でその効果が不十分と考えられる者

<効能共通>

5.4 本剤の中和活性が低い SARS-CoV-2 変異株に対しては本剤の有効性が期待できない可能性があるため、SARS-CoV-2 の最新の流行株の情報を踏まえ、本剤投与の適切性を検討すること。

6. 用法及び用量

通常、成人及び12歳以上かつ体重40kg以上の小児には、カシリビマブ（遺伝子組換え）及びイムデビマブ（遺伝子組換え）としてそれぞれ600mgを併用により単回点滴静注又は単回皮下注射する。

7. 用法及び用量に関連する注意

〈SARS-CoV-2による感染症〉

7.1 SARS-CoV-2による感染症の症状が発現してから速やかに投与すること。臨床試験において、症状発現から8日目以降に投与を開始した患者における有効性を裏付けるデータは得られていない。

7.2 点滴静注により投与すること。点滴静注による投与が実施できずやむを得ない場合にのみ皮下注射による投与を検討すること。臨床試験において皮下注射による投与時の有効性は確認されていない。

〈SARS-CoV-2による感染症の発症抑制〉

7.3 濃厚接触者又は病原体保有者であると判明した後に速やかに投与すること。

7.4 投与後30日目以降の有効性を裏付けるデータは得られていない。

重症化リスク因子については、その代表的な例として、承認審査での評価資料となった海外第Ⅲ相試験（COV-2067試験）の組み入れ基準、新型コロナウイルス感染症に係る国内の主要な診療ガイドラインである「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き」又は特例承認の際に根拠とした米国の緊急使用許可（EUA）において例示されている重症化リスク因子が想定されます（下表）。これらのいずれかを有する者であって、医師が必要と判断した者については、本剤の投与対象になり得ると考えられますので、投与に当たって参考にしてください。

COV-2067 試験の組み入れ基準における重症化リスク因子	「診療の手引き」（第6.0版）における重症化リスク因子	米国のEUAにおける重症化リスク因子（2021年8月時点FACT SHEET）
・50歳以上 ・肥満（BMI 30 kg/m² 以上） ・心血管疾患（高血圧を含む） ・慢性肺疾患（喘息を含む） ・1型又は2型糖尿病 ・慢性腎障害（透析患者を含む） ・慢性肝疾患 ・免疫抑制状態（治験責任医師等の判断による。例：悪性腫瘍治療、骨髄又は臓器移植、免疫不全、コントロール	・65歳以上の高齢者 ・悪性腫瘍 ・慢性閉塞性肺疾患(COPD) ・慢性腎臓病 ・2型糖尿病 ・高血圧 ・脂質異常症 ・肥満(BMI 30 以上) ・喫煙 ・固形臓器移植後の免疫不全 ・妊娠後期	•Older age (for example, age ≥65 years of age) • Obesity or being overweight (for example, BMI >25 kg/m², or if age 12-17, have BMI ≥85th percentile for their age and gender based on CDC growth charts, https://www.cdc.gov/growthcharts/clinical_charts.htm) • Pregnancy • Chronic kidney disease • Diabetes

不良の HIV、AIDS、鎌状赤血球貧血、サラセミア、免疫抑制剤の長期投与)		• Immunosuppressive disease or immunosuppressive treatment • Cardiovascular disease (including congenital heart disease) or hypertension • Chronic lung diseases (for example, chronic obstructive pulmonary disease, asthma [moderate-to-severe], interstitial lung disease, cystic fibrosis and pulmonary hypertension) • Sickle cell disease • Neurodevelopmental disorders (for example, cerebral palsy) or other conditions that confer medical complexity (for example, genetic or metabolic syndromes and severe congenital anomalies) • Having a medical-related technological dependence (for example, tracheostomy, gastrostomy, or positive pressure ventilation (not related to COVID 19))
---	--	---

発症抑制効果について、SARS-CoV-2 による感染症の予防の基本はワクチンによる予防であり、本剤はワクチンに置き換わるものではないことに留意し、投与対象については添付文書に記載されているとおり、

- ① SARS-CoV-2 による感染症患者の同居家族又は共同生活者等の濃厚接触者、又は無症状の SARS-CoV-2 病原体保有者
- ② 原則として、SARS-CoV-2 による感染症の重症化リスク因子を有する者

③ SARS-CoV-2 による感染症に対するワクチン接種歴を有しない者、又はワクチン接種歴を有する場合でその効果が不十分と考えられる者のすべてに該当する者となります。

このうち、「濃厚接触者」「SARS-CoV-2 による感染症に対するワクチン接種歴を有しない者、又はワクチン接種歴を有する場合でその効果が不十分と考えられる者」の範囲については、日本感染症学会の「COVID-19 に対する薬物治療の考え方 第10報」（2021 年 11 月 5 日）を踏まえ、

- ・「濃厚接触者」の範囲については、同居家族、共同生活者に加え、高齢者施設や医療機関（特に免疫抑制剤を多く使用する診療科）などにおいてクラスターが発生した場合など、確認された感染者と日常生活を常時共にする場合とします。
- ・「SARS-CoV-2 による感染症に対するワクチン接種歴を有しない者、又はワクチン接種歴を有する場合でその効果が不十分と考えられる者」の範囲については、免疫抑制状態[悪性腫瘍治療、骨髄又は臓器移植、原発性免疫不全症候群、コントロール不良の HIV、AIDS、鎌状赤血球貧血、サラセミア、末期腎不全、肝硬変（非代償性）、半年以内の放射線治療、免疫抑制剤の長期投与など]とします。

また、皮下注射については、SARS-CoV-2 による感染症の治療に用いる場合にあっては、点滴静注による投与が実施できずやむを得ない場合にのみ皮下注射による投与を検討するようにしてください。

3 本剤の配分を希望する対象医療機関は、厚生労働省が、本剤の供給を委託したロナプリーブ製造販売業者（以下別紙 1 において「製造販売業者」という。）が開設する「ロナプリーブ登録センター」に登録し、同センターを通じ、配分依頼を行っていただくこととなります。具体的な登録方法・依頼方法については、製造販売業者からの案内又は中外製薬ホームページ「PLUS CHUGAI」（<https://chugai-pharm.jp/doctor/>）をご確認いただくか、ロナプリーブ専用ダイヤル（0120-002621）にお問い合わせください。なお、発症抑制として本剤の発注をする場合には、2 の要件に当てはまる者であることを確認し、令和 3 年 11 月 6 日の午前 2 時以降に「ロナプリーブ登録センター」にて、投与対象である旨を入力した上で、発注するようにお願いします。

4 本剤の所有権については、厚生労働省に帰属し、ロナプリーブ登録センターを通じて対象医療機関に配分され、投与対象者へ使用される時点で、対象医療機関に無

償譲渡されることとなります。対象医療機関への譲渡に当たっては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第六十四条の規定による医薬品等の譲渡等の特例の手続に関する省令（平成 25 年厚生労働省令第 60 号）に基づく手続きを行っていただく必要がありますが、当面の間は、ロナプリーブ登録センターへの配分依頼をもって、同手続きに代えることとしています。

- 5 本剤は、「ロナプリーブ注射液セット 300」及び「ロナプリーブ注射液セット 1332」の 2 つの規格容量が特例承認されておりますが、当面の間は「ロナプリーブ注射液セット 1332」が対象医療機関に配分されます。

「ロナプリーブ注射液セット 1332」には、2 回投与分の溶液が含まれています。

1 回分の溶液を抜き取った後のバイアルは、室温（25℃まで）で最大 16 時間、又は 2～8℃で最大 48 時間保存可能とされています。所定の温度で保存されている場合には、当該最大保存期間内に、2 症例目投与分として使用することが可能ですので、当該バイアルについて、適切に管理いただくようご協力をお願いします。

当該所定の温度での最大保存期間を超えた場合は、使用せず廃棄していただくようお願いします。

なお、配分依頼時には使用予定のなかった 2 症例目に使用した場合及び使用せずに廃棄した場合は、必ずロナプリーブ登録センターへ登録するようお願いします。

(別添)

「中和抗体薬「カシリビマブ及びイムデビマブ」について(依頼)」に関する質疑応答集(Q&A)
について

目次

Q.1 「カシリビマブ及びイムデビマブ」は薬事承認されたのに、なぜ、国が配分を行っているのか。	10
Q.2 「カシリビマブ及びイムデビマブ」を使用するためには、どのような手続きが必要なのか。	10
Q.3 「カシリビマブ及びイムデビマブ」の配分を依頼する際、在庫は認められるのか。	10
Q.4 「ロナプリーブ登録センター」に投与対象者数を入力してから、どれくらいの期間で「カシリビマブ及びイムデビマブ」が配布されるのか。	11
Q.5 添付文書に「SARS-CoV-2による感染症の重症化リスク因子を有し、酸素投与を要しない患者を対象に投与を行うこと」とあるが、重症化因子を有する者とはどのような患者か。	11
Q.6 添付文書に「SARS-CoV-2 による感染症の重症化因子を有し、酸素投与を要しない患者を対象に投与を行うこと」とあるが、もともと COPD など合併症に対し、酸素投与がされている患者は対象とならないのか。	11
Q.7 ホテル療養中の患者への処方が可能か。	11
Q.8 「カシリビマブ及びイムデビマブ」は国から無償譲渡されるとのことだが、譲渡を受けるためにはどのような手続きが必要なのか。	12
Q.9 発症抑制の投与対象となる者はどのような患者か。	12
Q.10 11歳以下の小児に対しては、使用ができないのか。	13
Q.11 本剤を活用するケースはどのような場合があるか。	13
Q.12 本剤は、医療機関による外来・往診においても活用してよいのか。	16
Q.13 本剤を活用するケースにおいて、入院勧告や公費負担となるのか。	17
Q.14 入院から宿泊療養に移行する場合等において、移送方法をどのように確保すべきか。	17
Q.15 国内で報告されている副作用には、どのようなものがありますか。	17
Q.16 本剤を投与した後、新型コロナのワクチン接種を受けても良いのでしょうか。	18
Q.17 発症抑制としての投与を念頭に在庫配置数を増やすことはできるのか。	18
Q.18 Q.9の「濃厚接触者」とは、保健所による認定を受けた者を指すのか。また、濃厚接触者に該当しない者に対する行政検査の対象者は含まれるのか。	19
Q.19 本事務連絡で示された要件に当てはまる者に発症抑制としての投与をしたいが、一般患者やコロナ患者からの隔離はどのように行う必要があるか。	19

【「カシリビマブ及びイムデビマブ」について】

Q.1 「カシリビマブ及びイムデビマブ」は薬事承認されたのに、なぜ、国が配分を行っているのか。

「カシリビマブ及びイムデビマブ」は、令和3年7月19日に新型コロナウイルス感染症の治療薬として特例承認されましたが、全世界的に薬剤供給量が限られている状況です。

「カシリビマブ及びイムデビマブ」による治療を必要としている患者に、公平に配分するため、供給が安定するまでの間、国において本剤を買上げて、「カシリビマブ及びイムデビマブ」による治療を行う医療機関に無償で提供することとしています。

【「カシリビマブ及びイムデビマブ」の配分関係】

Q.2 「カシリビマブ及びイムデビマブ」を使用するためには、どのような手続きが必要なのか。

「カシリビマブ及びイムデビマブ」の配分を希望する医療機関は、厚生労働省が、本剤の供給を委託した製造販売業者（中外製薬株式会社）が開設した「ロナプリーブ登録センター」への登録が必要となります。

医療機関登録及び製品発注方法等の詳細につきましては、中外製薬株式会社の医療従事者向けサイト「PLUS CHUGAI」(<https://chugai-pharm.jp/doctor/>)をご確認いただくか、ロナプリーブ専用ダイヤル(0120-002621)にお問い合わせください。

Q.3 「カシリビマブ及びイムデビマブ」の配分を依頼する際、在庫は認められるのか。

集中して患者を受け入れ、ただちに本剤を投与する必要がある患者が発生した場合に確実に対応できるよう、都道府県が選定した医療機関に対し、予め一定数の在庫の配置を認めています。

投与対象となりうる患者が受診等する可能性のある診療・検査医療機関において、患者に対し本剤を投与する医療機関を迅速に紹介できるよう、都道府県においては、当該医療機関のリストを作成し、管内の診療・検査医療機関に共有いただくようお願いいたします。なお、リストの共有の範囲について、地域の実情に応じ、医療圏ごととするなどの対応を行うことは差し支えありません。

また、医療機関への在庫の配分は、原則として、都道府県が作成、共有するリストへの掲載に協力いただけることを前提に、行うこととします。なお、これは、医療機関が在庫の確保を希望する場合に限った取扱いであり、現に本剤による治療を必要としている患者のために、医療機関に本剤を配分することを妨げるものではありません。また、「カシリビマブ及びイムデビマブ」

の供給量に限りもあることから、新型コロナウイルス感染症患者の治療に備えた過度な在庫や、必要以上の配分依頼は控えていただくよう配慮の程よろしくお願いいたします。

Q. 4 「ロナプリーブ登録センター」に投与対象者数を入力してから、どれくらいの期間で「カシリビマブ及びイムデビマブ」が配布されるのか。

「ロナプリーブ登録センター」では、各医療機関からの配分依頼を、日曜祝日を除く各日15時時点で取りまとめることとしています。各日15時までに取りまとめられた配分依頼については、地域等により多少の差異がありますが、原則1～2日程度で送付されます。

【投与対象関係】

Q. 5 添付文書に「SARS-CoV-2による感染症の重症化リスク因子を有し、酸素投与を要しない患者を対象に投与を行うこと」とあるが、重症化因子を有する者とはどのような患者か。

重症化リスク因子については、COV-2067 試験の組み入れ基準における重症化リスク因子、「診療の手引き」(第 6.0 版)における重症化リスク因子、米国の EUA (Emergency Use Authorization)における重症化リスク因子が代表的な例として想定されます。これらのいずれかを有する者であって、医師が必要と判断した者については、本剤の投与対象になり得ると考えられます。なお、発症抑制としての投与対象者に関しては、Q9 をご確認ください。

Q. 6 添付文書に「SARS-CoV-2 による感染症の重症化因子を有し、酸素投与を要しない患者を対象に投与を行うこと」とあるが、もともと COPD など合併症に対し、酸素投与がされている患者は対象とならないのか。

SARS-CoV-2 による感染症の治療のために酸素投与を行っている患者又は、従来から在宅酸素療法などの酸素投与を行っている患者で SARS-CoV-2 による感染症の治療のために酸素の増量を行っている患者は、本薬剤の対象とはなりませんのでご注意ください。

Q. 7 ホテル療養中の患者への処方が可能か。

宿泊療養については、有床の臨時の医療施設や有床診療所¹とすることで対象となるほか、そのように位置付けていない施設等で療養している者であっても、一定の要件を満たす場合

¹ 新型コロナウイルス感染症対応に係る医療機関の開設手続等について
<https://www.mhlw.go.jp/content/000622823.pdf>

(Q11 参照)、処方が可能となります。

Q.8 「カシリビマブ及びイムデビマブ」は国から無償譲渡されることがあるが、譲渡を受けるためにはどのような手続きが必要なのか。

「カシリビマブ及びイムデビマブ」の国からの無償譲渡については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第六十四条の規定による医薬品等の譲渡等の特例の手続に関する省令(平成25年厚生労働省令第60号)に基づき、医療機関からの承認申請等の手続きが必要となりますが、当面の間は、「ロナプリーブ登録センター」への配分依頼を適切に行っていただくことにより、当該省令に基づく手続きに代えることとしています。

Q.9 発症抑制の投与対象となる者はどのような患者か。

添付文書に記載されているとおり、

- ① SARS-CoV-2 による感染症患者の同居家族又は共同生活者等の濃厚接触者、又は無症状の SARS-CoV-2 病原体保有者
- ② 原則として、SARS-CoV-2 による感染症の重症化リスク因子を有する者
- ③ SARS-CoV-2 による感染症に対するワクチン接種歴を有しない者、又はワクチン接種歴を有する場合でその効果が不十分と考えられる者

のすべてに該当する者となります。

このうち、「濃厚接触者」「SARS-CoV-2 による感染症に対するワクチン接種歴を有しない者、又はワクチン接種歴を有する場合でその効果が不十分と考えられる者」の範囲については、感染症学会の「COVID-19 に対する薬物治療の考え方 第10報」(2021年11月5日)を踏まえ、
・「濃厚接触者」の範囲については、同居家族、共同生活者に加え、高齢者施設や医療機関(特に免疫抑制剤を多く使用する診療科)などにおいてクラスターが発生した場合など、確認された感染者と日常生活を常時共にする場合とします。

・「SARS-CoV-2 による感染症に対するワクチン接種歴を有しない者、又はワクチン接種歴を有する場合でその効果が不十分と考えられる者」の範囲については、免疫抑制状態[悪性腫瘍治療、骨髄又は臓器移植、原発性免疫不全症候群、コントロール不良の HIV、AIDS、鎌状赤血球貧血、サラセミア、末期腎不全、肝硬変(非代償性)、半年以内の放射線治療、免疫抑制剤の長期投与など]とします。

このため、従来の SARS-CoV-2 による感染症に対する本剤の投与に加えて、今般、上記要件に当てはまる者であれば、PCR 陽性であり、無症状の患者や、検査の結果が出ていない者についても、発症抑制としての本剤の投与の対象となります。

Q. 10 11 歳以下の小児に対しては、使用ができないのか。

承認された用法及び用量は以下のとおりであり、11 歳以下の小児については対象としておりません。

・用法及び用量

通常、成人及び 12 歳以上かつ体重 40kg 以上の小児には、カシリビマブ(遺伝子組換え)及びイムデビマブ(遺伝子組換え)としてそれぞれ 600mg を併用により単回点滴静注又は単回注射する。

Q. 11 本剤を活用するケースはどのような場合があるか。

本剤の活用方法は、以下のような場合が考えられます。

なお、感染状況や本剤の活用状況等を踏まえて、更なる活用方法について引き続き検討を行い見直していく予定です。

<短期入院での投与>

- 主に軽症者～中等症を受け入れる医療機関において入院、投与後一定時間の健康観察を行った上、ごく短期間で宿泊療養・自宅療養に移行²。

<医療機関による外来での投与>

- 医療機関が、自宅療養者等に対し外来として投与する場合には、以下の要件を満たすことが必要となる。
 - ① 24 時間以内の患者の病態の悪化の有無を確認できる体制が確保されていること（投与完了直後の経過観察、夜間・休日含め、患者からの電話に対応できる体制、当該医療機関が無床診療所であって医療機関が24時間開院していない場合における投与患者情報の②で連携する医療機関への共有等）

² 入院から自宅療養・宿泊療養への移行等について（周知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000815737.pdf>

- ② 投与後の患者の病態の悪化（副作用が確認された場合や重症化した場合）に緊急対応を行える新型コロナウイルス感染症の入院治療を行う医療機関（臨時の医療施設を含む）の外来において投与を行うこと（無床診療所や、投与対象者を入院患者として受け入れることが困難な病院及び有床診療所が外来として投与する場合にあっては、患者の病態が悪化した場合に、入院受入れ可能な医療機関と連携すること。なお、重症度や時間帯等によって単独の医療機関では対応が難しい場合は、異なる連携医療機関で対応することは考え得るが、その場合は、患者が連絡又は受診すべき医療機関が明確になるように、予め医療機関間で役割分担を明確にしておくこと。）
- ③ 投与後に副作用等が生じた場合に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく報告を行う医師を明確化すること
- ④ 発症後早期に投与することが望ましいことから、投与対象となりうる患者が受診等する可能性のある診療・検査医療機関において患者に対し本剤を投与する医療機関を紹介できるよう都道府県から適合する医療機関のリストを提供し、患者の流れを整理の上、適用のある患者に迅速に投与できるようにすること（Q.3と同趣旨）
- ⑤ ①～③について、保健所の介入によらず当該施設で必要な対応を完結できるよう、事前に役割分担及び責任の所在を明確化すること

※ なお、外来での使用に係る留意点については、下記をご参照ください。

<医療従事者向け>

https://chugai-pharm.jp/content/dam/chugai/product/ron/div/doc/ron_gairaitouyo.pdf

<患者の方向け>

https://chugai-pharm.jp/content/dam/chugai/product/ron/div/doc/ron_kanjasetumei_gairai.docx

<宿泊療養施設・入院待機施設（臨時の医療施設等）での投与>

- 投与後の病態の悪化に対応できるよう宿泊療養施設・入院待機施設を有床診療所³や有床の臨時の医療施設化⁴。
- 当該施設において、投与後、健康観察・療養。

＜臨時の医療施設等ではない宿泊療養施設・入院待機施設での投与＞

- 臨時の医療施設等に相当する体制を確保している宿泊療養施設・入院待機施設が特段の事情により、有床診療所や有床の臨時の医療施設に位置付けられない場合に、宿泊療養施設や入院待機施設において往診・訪問診療により投与する場合には、下記の要件を満たすことが必要となる。
 - ① 本剤の配置を行う医療機関と連携すること
 - ② 往診・投与を行う医療機関と連携すること
 - ③ 患者の病態が悪化した場合に、入院受入れ可能な医療機関と連携すること。なお、重症度や時間帯等によって単独の医療機関では対応が難しい場合は、異なる連携医療機関で対応することは考え得るが、その場合は、患者が連絡又は受診すべき医療機関が明確になるように、予め医療機関間で役割分担を明確にしておくこと。
 - ④ 患者の病態の悪化に対応出来るよう、日中一人以上の医師・常時一人以上の看護師を配置するなど臨時の医療施設に準じた健康観察体制を十分確保すること
 - ⑤ 投与後に副作用等が生じた場合に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく報告を行う医師を明確化すること
 - ⑥ ①～⑤について、保健所の介入によらず当該施設で必要な対応を完結できるよう、事前に役割分担及び責任の所在を明確化すること（①～⑤について、同一の医療機関によらず、複数の医療機関が連携して行う場合には、当該施設及び当該複数の医療機関の間における役割分担及び責任の所在についても事前に明確化すること）

³ 新型コロナウイルス感染症対応に係る医療機関の開設手続等について
<https://www.mhlw.go.jp/content/000622823.pdf>

⁴ 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正を踏まえた 臨時の医療施設における医療の提供等に当たっての留意事項について
<https://www.mhlw.go.jp/content/000739057.pdf>

<医療機関による往診での投与>

- 医療機関が、患者の居宅（高齢者施設等を含む。）において本剤による治療を目的とした往診（高齢者施設等において当該施設の医師が投与する場合を含む。）で投与する場合には、下記の要件を満たすことが必要となる。
- ① 24 時間以内の患者の病態の悪化の有無を確認できる体制が確保されていること（投与完了直後の経過観察、夜間・休日含め、患者からの電話に対応できる体制、投与する医療機関が 24 時間開院していない場合における投与患者情報の②で連携する医療機関への共有等）を確保すること
 - ② 患者の病態が悪化した場合に入院受入れ可能な医療機関と連携すること。なお、重症度や時間帯等によって単独の医療機関では対応が難しい場合は、異なる連携医療機関で対応することは考え得るが、その場合は、患者が連絡又は受診すべき医療機関が明確になるように、予め医療機関間で役割分担を明確にしておくこと。
 - ③ 投与後に副作用等が生じた場合に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に基づく報告を行う医師を明確化すること
 - ④ ①～③について、保健所の介入によらず当該施設で必要な対応を完結できるよう、事前に役割分担及び責任の所在を明確化すること

※ なお、いずれの場合においても、米国 FDA の EUA（緊急使用許可）に係るファクトシートによると、

- ・投与中は患者をモニターするとともに、投与完了後少なくとも 1 時間は観察することとされている
- ・アナフィラキシーや急性輸注反応（infusion reaction）を含む重篤な過敏症が、投与中から投与後 24 時間後にかけて観察されていることに留意し、十分な健康観察体制を確保すること。

Q. 12 本剤は、医療機関による外来・往診においても活用してよいのか。

Q. 11<医療機関による外来での投与><医療機関による往診での投与>で示したとおり、医療機関が外来・往診で本剤を活用いただくことが可能です。その上で、都道府県におかれては、

- ①外来で投与を行う無床診療所や投与対象者を入院患者として受け入れることが困難な

病院及び有床診療所が、患者の病態が悪化した場合に連携する医療機関や、

②臨時の医療施設等ではない宿泊療養施設・入院待機施設での投与を行う医療機関が、
患者の病態が悪化した場合に連携する医療機関

③往診で投与を行う医療機関（投与を行う高齢者施設等を含む。）が、投与対象者を入院患者として受け入れることが困難であることから、患者の病態が悪化した場合に連携する医療機関

について、当該投与を行う医療機関の情報に加えて、厚生労働省までご報告いただきますようお願いいたします。

Q. 13 本剤を活用するケースにおいて、入院勧告や公費負担となるのか。

本剤を活用する場合には、感染症法上の入院勧告・措置に基づく入院として、公費負担となります。（①）

なお、例外として、患者が自宅療養等として外来又は宿泊療養施設・入院待機施設で宿泊療養として往診・訪問診療により本剤を投与する場合、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による新型コロナウイルス感染症対策事業の補助対象とすることが可能です。（②）

また、発症抑制としての投与に当たって、添付文書やガイドラインに基づき本事務連絡でお示ししている要件に当てはまる方（Q. 9参照）は、疑似症患者として、①のケースでは公費負担、②のケースでは交付金の補助対象とすることが可能です。

Q. 14 入院から宿泊療養に移行する場合等において、移送方法をどのように確保すべきか。

民間救急やタクシー事業などに委託することが考えられます。この場合、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の補助対象となります。

Q. 15 国内で報告されている副作用には、どのようなものがありますか。

令和3年 10月21日時点で、副作用報告のベースとなる推定使用患者数 31,653 例のうち、重篤な副作用が 128 件、非重篤な副作用が 560 件報告されています。

その中で、例として、感覚鈍麻、悪心、嘔吐、発疹、悪寒、発熱、酸素飽和度低下、注入に伴う反応（Infusion Reaction）等が報告されています。このほか、狭心症や血圧低下の報告もなされています。また、死亡症例が1件（50歳代男性、合併症あり、副作用名：新型コロナウイルス感染症の悪化）報告されています。

いずれも、あくまで本剤の副作用と疑われるものとして報告されたものであり、本剤投与との因果関係の評価が確定しているものではありませんが、こうしたこともご参考の上、Q11 の回答に記載しているように、24 時間以内の患者の病態の悪化の有無を確認できる体制（夜間・休日含め、患者からの電話に対応できる体制等）の確保を御願います。

詳細については、企業のホームページにて副作用別件数表または、重篤な副作用一覧表をご確認ください。

（参考）中外製薬株式会社の 医療従事向けサイト「 PLUS CHUGAI 」
（ <https://chugai-pharm.jp/doctor/> ）

Q. 16 本剤を投与した後、新型コロナのワクチン接種を受けても良いのでしょうか。

製造販売業者の情報提供資料においては、本剤と新型コロナワクチンとの相互作用に関するデータは得られていないとされていますが、抗体が身体に残っている間はワクチンの効果が弱まる可能性があり、米国疾病予防管理センター（CDC）の見解を参考にする
と3ヶ月程度は空けることが望ましいため、こうした見解も踏まえ、医療現場において判断してください。

（参考1）製造販売業者の情報提供資料

本剤と SARS-CoV-2 に対するワクチンとの相互作用に関するデータは得られていません。
ワクチン接種者における本剤の適用に当たっては、本剤投与のリスクベネフィットを慎重に検討してください。

（参考2）CDC による受動抗体投与後のワクチン接種に関する見解

モノクローナル抗体または回復期血漿での治療を受けた場合は、治療から少なくとも 90 日以降にワクチンを接種することが勧められる。

（ <https://www.cdc.gov/vaccines/covid-19/clinical-considerations/covid-19-vaccines-us.html> ）

Q. 17 発症抑制としての投与を念頭に在庫配置数を増やすことはできるのか。

発症抑制としての投与に関しては、在庫に依らず投与対象者毎に、ロナプリーブ登録センターにて発症抑制用としての入力を行い、発注するようにお願いします。ただし、

在庫配置医療機関でクラスターが発生し、免疫抑制状態の者投与が必要な場合（免疫抑制の投与対象となる場合）など、緊急を要する場合においては、優先順位の高い者から投与をすることとし、システムに後から入力することは可能とします。

Q. 18 Q. 9 の「濃厚接触者」とは、保健所による認定を受けた者を指すのか。また、濃厚接触者に該当しない者に対する行政検査の対象者は含まれるのか。

保健所により濃厚接触者と判断された場合や、都道府県等から委託された医療機関において、感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者として行政検査を実施する場合には、Q. 9 の「濃厚接触者」に該当するものとして差し支えありません。

ただし、令和３年３月８日事務連絡の問１に記載のとおり、行政検査の対象となる者のうち、「特定の地域や集団、組織等に属する者」は、濃厚接触者として取り扱うことはしないこととされており、検査の段階では、発症抑制としての投与の対象に含まれないことに留意してください。

Q. 19 本事務連絡で示された要件に当てはまる者に発症抑制としての投与をしたいが、一般患者やコロナ患者からの隔離はどのように行う必要があるか。

一般に、当該者が無症状病原体保有者である場合については、既に感染が確認されていることから、新型コロナウイルス感染症患者と同様の施設で投与をすることが考えられます。

また、検査結果が判明する前の者や、検査結果が陰性であると判明した者（本問において「検査結果未判明者等」という。）であっても、これらの者から一般患者への感染の可能性を完全に排除することはできないことから、一般患者との接触がない状態で投与することが必要と考えられます。加えて、新型コロナウイルス感染症患者から検査結果未判明者等への感染の可能性を完全に排除することはできないことから、当該患者との接触がない状態で投与することも必要と考えられます。

(参考資料 1 : 東京都の取組 (東京都モニタリング会議資料抜粋⁵⁾)

抗体カクテル療法 都内実施状況分析①

【分析方法】

都内、116の医療機関から報告を受けた1048例のうち、投与から14日以上経過している420例を抽出して分析

【投与後の経過】

(単位: 人/9月3日時点)

対象数	投与後の経過		
	軽快	非改善	死亡
420	400 (95.2%)	19 (4.5%)	1 (0.2%)

※「軽快」は、投与後に重い有害事象がなく、軽快と報告された数

※「非改善」は、投与後に酸素投与など悪化したケースや、軽快の報告がなく入院継続中の数

※投与後の経過については、抗体カクテル療法以外の要素も含まれる。

【年齢分布】

(単位: 人、%)

		10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	総計
全体	A	3	27	48	69	135	48	43	34	12	419
		0.7%	6.4%	11.5%	16.5%	32.2%	11.5%	10.3%	8.1%	2.9%	100%
軽快		3	26	48	69	126	46	41	31	10	400
		0.8%	6.5%	12.0%	17.3%	31.5%	11.5%	10.3%	7.8%	2.5%	100%
非改善	B	0	1	0	0	9	2	2	3	2	19
		0.0%	5.3%	0.0%	0.0%	47.4%	10.5%	10.5%	15.8%	10.5%	100%
非改善率	B/A	0.0%	3.7%	0.0%	0.0%	6.7%	4.2%	4.7%	8.8%	16.7%	4.5%

・「非改善」の患者の年齢層は50代以上が大半を占めている。

抗体カクテル療法 都内実施状況分析②

【発症から投与までの期間】

(単位: 人、%)

		0~2日	3~4日	5~6日	7日~	不明※	計
全体	A	100	132	117	68	2	419
		23.9%	31.5%	27.9%	16.2%	0.5%	100%
軽快		96	129	108	65	2	400
		24.0%	32.3%	27.0%	16.3%	0.5%	100%
非改善	B	4	3	9	3	0	19
		21.1%	15.8%	47.4%	15.8%	0.0%	100%
非改善率	B/A	4.0%	2.3%	7.7%	4.4%	0.0%	4.5%

※ 不明は、無症状状態で発症日の報告がなかったケース

・「軽快」の患者は発症から4日以内の投与が56.3%、「非改善」は5日以降の投与が63.2%

【投与から軽快までの日数】

(単位: 人、%)

投与日	翌日	2日後	3日後	4日後	5日後	その他※	総計
13	78	75	47	35	23	129	400
3.3%	19.5%	18.8%	11.8%	8.8%	5.8%	32.3%	100%

※ その他は、軽快までの日数の報告がなかった件数

・「軽快」の患者の41.5%が、投与してから2日後までに軽快している。

⁵https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/015/430/62kai/20210909_10.pdf

抗体カクテル療法 都内実施状況分析③

【ワクチン接種】

(単位：人、%)

		2回	1回	未接種	不明	総計
全体	A	68	47	230	74	419
		16.2%	11.2%	54.9%	17.7%	100%
軽快		65	46	215	74	400
		16.3%	11.5%	53.8%	18.5%	100%
非改善	B	3	1	15	0	19
		15.8%	5.3%	78.9%	0.0%	100%
非改善率	B/A	4.4%	2.1%	6.5%	0.0%	4.5%

・「非改善」19名のうち、15名（78.9%）がワクチン未接種である。

【投与後の経過（ワクチン未接種者のみ抽出）】

ワクチンの影響を受けない対象（未接種者）のみを抽出し、抗体カクテル療法の効果を確認

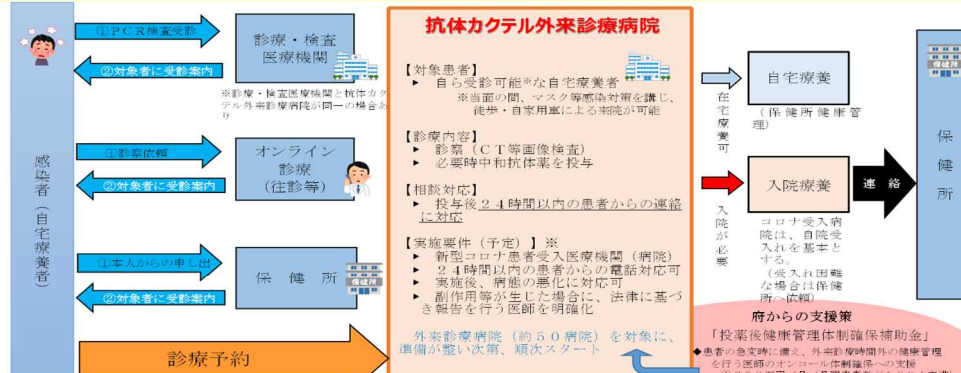
対象数	投与後の経過		
	軽快	非改善	死亡
230	215 (93.5%)	15 (6.5%)	0 (0%)

(単位：人)

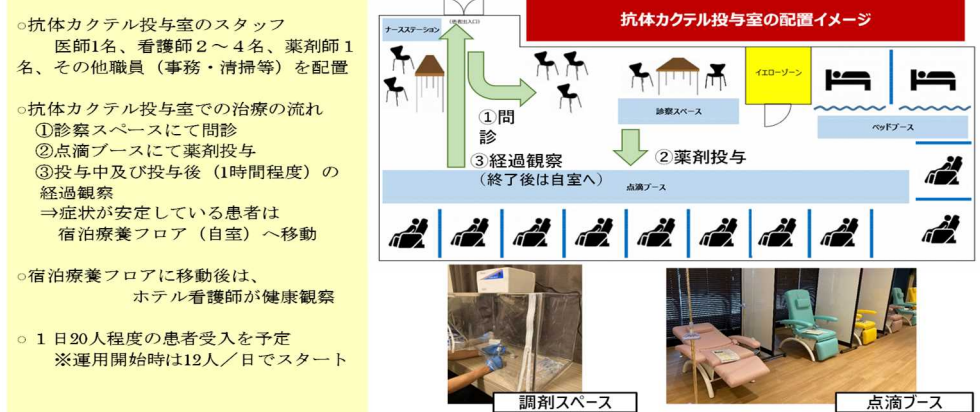
(参考 2 : 大阪府の取組)

抗体カクテル外来診療病院のスタート ～自宅療養への支援強化～

- ◆ 感染拡大時に、自宅療養者が、地域の外来診療で抗体カクテル療法を受けることのできる体制を整備

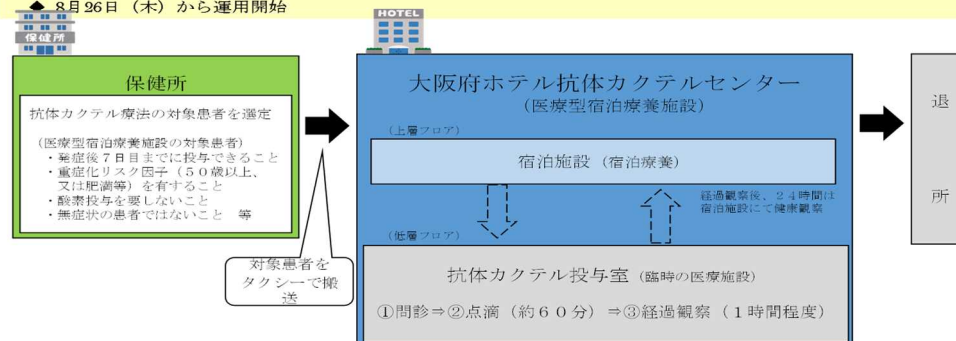


「抗体カクテル投与室」の概要



医療型宿泊療養施設「大阪府ホテル抗体カクテルセンター」の運用開始について

- ◆ 抗体カクテル療法による早期治療を行うことで、重症化を予防し、もって中等症病床のひっ迫を軽減
- ◆ 宿泊療養施設のうち、1か所のホテルの低層フロアに特措法上の臨時的医療施設として「抗体カクテル投与室」を整備
- ◆ 8月26日（木）から運用開始



2. 中和抗体薬「ソトロビマブ」（ゼビュディ）について

1 ゼビュディ（以下別紙2において「本剤」という。）は、現状、安定的な供給が難しいことから、一般流通は行わず、厚生労働省が所有した上で、対象となる患者が発生した医療機関からの依頼に基づき、無償で譲渡することとしたものです。この趣旨を踏まえ、必要以上の配分依頼、在庫の確保、投与対象者以外への投与及び対象医療機関以外での使用は控えていただくようお願いします。

2 本剤の効能・効果は「SARS-CoV-2 による感染症」であり、添付文書において「SARS-CoV-2 による感染症の重症化リスク因子を有し、酸素投与を要しない患者を対象に投与を行うこと」などとされています（以下参照）。

本剤は、現状、安定的な供給が難しいことから、本剤の配分を受けられる医療機関は、病院又は有床診療所（以下「対象医療機関」という。）とします。

※ 「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第6.0版」（令和3年11月2日）において、「リスク因子のある患者は入院の対象となる」とされている。

<参考：本剤の添付文書（抜粋）>

4. 効能又は効果
SARS-CoV-2 による感染症

5. 効能又は効果に関連する注意

5.1 臨床試験における主な投与経験を踏まえ、SARS-CoV-2 による感染症の重症化リスク因子を有し、酸素投与を要しない患者を対象に投与を行うこと。

5.2 他の抗 SARS-CoV-2 モノクローナル抗体が投与された高流量酸素又は人工呼吸器管理を要する患者において症状が悪化したとの報告がある。

5.3 本剤の中和活性が低い SARS-CoV-2 変異株に対しては本剤の有効性が期待できない可能性があるため、SARS-CoV-2 の最新の流行株の情報を踏まえ、本剤投与の適切性を検討すること。

6. 用法及び用量
通常、成人及び12歳以上かつ体重40kg以上の小児には、ソトロビマブ（遺伝子組換え）として500mgを単回点滴静注する。

7. 用法及び用量に関連する注意
SARS-CoV-2 による感染症の症状が発現してから速やかに投与すること。症状発現から1週間程度までを目安に投与することが望ましい。

重症化リスク因子については、その代表的な例として、承認審査での評価資料となった海外第Ⅱ/Ⅲ相試験（COMET-ICE 試験、214367 試験）の組み入れ基準、新型コロナウイルス感染症に係る国内の主要な診療ガイドラインである「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き」又は特例承認の際に根拠とした米国の緊急使用許可（EUA）において例示されている重症化リスク因子が想定されます（下表）。これらのいずれかを有する者であって、医師が必要と判断した者については、本剤の投与

対象になり得ると考えられますので、投与に当たって参考にしてください。

COMET-ICE 試験、214367 試験の組み入れ基準における重症化リスク因子	「診療の手引き」(第 6.0 版)における重症化リスク因子	米国の EUA における重症化リスク因子 (2021 年 8 月時点 FACT SHEET)
・ 55 歳以上 ・ 薬物治療を要する糖尿病 ・ 肥満 (BMI 30 kg/m² 超) ・ 慢性腎障害 (eGFR が 60mL/分/1.73 m² 未満) ・ うっ血性心不全 (NYHA 心機能分類クラス II 以上) ・ 慢性閉塞性肺疾患 (慢性気管支炎、慢性閉塞性肺疾患又は労作時の呼吸困難を伴う肺気腫) ・ 中等症から重症の喘息 (症状コントロールのために吸入ステロイドを要する又は組み入れ前 1 年以内に経口ステロイドが処方されている者)	・ 65 歳以上の高齢者 ・ 悪性腫瘍 ・ 慢性閉塞性肺疾患 (COPD) ・ 慢性腎臓病 ・ 2 型糖尿病 ・ 高血圧 ・ 脂質異常症 ・ 肥満 (BMI 30 以上) ・ 喫煙 ・ 固形臓器移植後の免疫不全 ・ 妊娠後期	・ Older age (for example, age ≥65 years of age) ・ Obesity or being overweight (for example, BMI >25 kg/m² https://www.cdc.gov/growthcharts/clinical_charts.htm², or if age 12-17, have BMI ≥85th percentile for their age and gender based on CDC growth charts, https://www.cdc.gov/growthcharts/clinical_charts.htm) ・ Pregnancy ・ Chronic kidney disease ・ Diabetes ・ Immunosuppressive disease or immunosuppressive treatment ・ Cardiovascular disease (including congenital heart disease) or hypertension ・ Chronic lung diseases (for example, chronic obstructive pulmonary disease, asthma [moderate-to-severe], interstitial lung disease, cystic fibrosis and pulmonary hypertension) ・ Sickle cell disease ・ Neurodevelopmental disorders (for example, cerebral palsy) or other

		conditions that confer medical complexity (for example, genetic or metabolic syndromes and severe congenital anomalies) • Having a medical-related technological dependence (for example, tracheostomy, gastrostomy, or positive pressure ventilation (not related to COVID 19))
--	--	---

- 3 本剤の配分を希望する対象医療機関は、厚生労働省が本剤の供給を委託したゼビュディ製造販売業者（別紙2において「製造販売業者」という。）が開設する「ゼビュディ登録センター」に登録し、同センターを通じ、配分依頼を行っていただくこととなります。具体的な登録方法・依頼方法については、製造販売業者からの案内又はホームページ (<https://gskpro.com/ja-jp/products-info/xevudy/>) をご確認ください、専用ダイヤル（0120-126-993）にお問い合わせください。
- 4 本剤の所有権については、厚生労働省に帰属し、ゼビュディ登録センターを通じて対象医療機関に配分され、投与対象者へ使用される時点で、対象医療機関に無償譲渡されることとなります。対象医療機関への譲渡に当たっては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第六十四条の規定による医薬品等の譲渡等の特例の手続に関する省令（平成25年厚生労働省令第60号）に基づく手続きを行っていただく必要がありますが、当面の間は、ゼビュディ登録センターへの配分依頼をもって、同手続きに代えることとしています。

(別添)

「中和抗体薬「ソトロビマブ」について(依頼)」に関する質疑応答集(Q&A)について【医療
機関向け】

目次

Q.1 「ソトロビマブ」は薬事承認されたのに、なぜ、国が配分を行っているのか。	28
Q.2 「ソトロビマブ」を使用するためには、どのような手続きが必要なのか。	28
Q.3 「ソトロビマブ」の配分を依頼する際、在庫は認められるのか。	28
Q.4 「ゼビュディ登録センター」に投与対象者数を入力してから、どれくらいの期間で「ソトロ ビマブ」が配布されるのか。	28
Q.5 添付文書に「SARS-CoV-2 による感染症の重症化リスク因子を有し、酸素投与を要しない患者 を対象に投与を行うこと」とあるが、重症化因子を有する者とはどのような患者か。	29
Q.6 添付文書に「SARS-CoV-2 による感染症の重症化因子を有し、酸素投与を要しない患者を対象 に投与を行うこと」とあるが、もともと COPD など合併症に対し、酸素投与がされている患者 は対象とならないのか。	29
Q.7 高齢者施設や自宅、ホテル療養中の患者への処方が可能か。エラー! ブックマークが定義さ れていません。	
Q.8 「ソトロビマブ」は国から無償譲渡されとのことだが、譲渡を受けるためにはどのような 手続きが必要なのか。	30
Q.9 無症状で入院している患者には使えるのか。	30
Q.10 11 歳以下の小児に対しては、使用ができないのか。	30
Q.11 本剤を活用するケースはどのような場合があるか。	30
Q.12 本剤を活用するケースにおいて、入院勧告や公費負担となるの か。	33
Q.13 入院から宿泊療養に移行する場合等において、移送方法をどのように確保すべきか。	33
Q.14 国内で報告されている副作用には、どのようなものがありますか。	33
Q.15 本剤を投与した後、新型コロナのワクチン接種を受けても良いのでしょうか。	33

【「ソトロビマブ」について】

Q.1 「ソトロビマブ」は薬事承認されたのに、なぜ、国が配分を行っているのか。

「ソトロビマブ」は、令和3年9月27日に新型コロナウイルス感染症の治療薬として特例承認されましたが、全世界的に薬剤供給量が限られている状況です。

「ソトロビマブ」による治療を必要としている患者に、公平に配分する必要があるため、供給が安定するまでの間、国において本剤を買上げて、「ソトロビマブ」による治療を行う医療機関に無償で提供することとしています。

【「ソトロビマブ」の配分関係】

Q.2 「ソトロビマブ」を使用するためには、どのような手続きが必要なのか。

「ソトロビマブ」の配分を希望する医療機関は、厚生労働省が、本剤の供給を委託した製造販売業者（グラクソ・スミスクライン株式会社）が開設した「ゼビュディ登録センター」への登録が必要となります。

医療機関登録及び製品発注方法等の詳細につきましては、グラクソ・スミスクライン株式会社の医療従事者向けサイト「GSK pro」(<https://gskpro.com/ja-jp/products-info/xevudy/>)をご確認いただくか、ゼビュディ登録センター専用ダイヤル(0120-126-993 受付時間:9:00-17:45 / 年中無休)にお問い合わせください。

Q.3 「ソトロビマブ」の配分を依頼する際、在庫は認められるのか。

「ソトロビマブ」の供給量が限られていることから、新型コロナウイルス感染症患者の入院に備えた在庫や、必要以上の配分依頼は控えていただくようお願いします。

Q.4 「ゼビュディ登録センター」に投与対象者数を入力してから、どれくらいの期間で「ソトロビマブ」が配布されるのか。

「ゼビュディ登録センター」では、各医療機関からの配分依頼を年中無休(令和4年1月1日から2日までを除く)で受注しており、毎営業日15時時点に取りまとめることとしています。営業日の15時までに発注された配分依頼については、地域等により多少の差異がありますが、日曜・祝日を除き、原則翌日までに配送されます。

【投与対象関係】

Q.5 添付文書に「SARS-CoV-2 による感染症の重症化リスク因子を有し、酸素投与を要しない患者を対象に投与を行うこと」とあるが、重症化因子を有する者とはどのような患者か。「カシリビマブ及びイムデビマブ」と比べて留意すべき点はあるか。

重症化リスク因子については、COMET-ICE 試験の組み入れ基準における重症化リスク因子、「診療の手引き」(第 6.0 版)における重症化リスク因子、米国の EUA (Emergency Use Authorization)における重症化リスク因子が代表的な例として想定されます。これらのいずれかを有する者であって、医師が必要と判断した者については、本剤の投与対象になり得ると考えられます。なお、無症状者に関しては、投与対象に含まれませんので、ご注意ください。

また、「ソトロビマブ」については、「カシリビマブ及びイムデビマブ」と同様に、重症化リスク因子を有し、酸素投与を要しない患者を対象に投与することとされており、それぞれの薬剤の臨床試験における組み入れ基準は概ね同様のものですが、成人及び 12 歳以上かつ体重 40kg 以上の小児のうち、「ソトロビマブ」における重症化リスクの年齢因子については 55 歳以上とされている点等に留意してください(「カシリビマブ及びイムデビマブ」は 50 歳以上)。

Q.6 添付文書に「SARS-CoV-2 による感染症の重症化因子を有し、酸素投与を要しない患者を対象に投与を行うこと」とあるが、もともと COPD など合併症に対し、酸素投与がされている患者は対象とならないのか。

SARS-CoV-2 による感染症の治療のために酸素投与を行っている患者又は、従来から在宅酸素療法などの酸素投与を行っている患者で SARS-CoV-2 による感染症の治療のために酸素の増量を行っている患者は、本薬剤の対象とはなりませんのでご注意ください。

Q.7 高齢者施設や自宅、ホテル療養中の患者への処方が可能か。

高齢者施設や自宅については、現時点では、投与の対象となりません。

宿泊療養については、有床の臨時の医療施設等とすることで対象となるほか、有床診療所や有床の臨時の医療施設に位置付けていない施設等で療養している者であっても、一定の要件を満たす場合(Q11 参照)、処方が可能となります。

なお、本剤の活用方法については「カシリビマブ及びイムデビマブ」と同様に、投与状況等を踏まえつつ、できるだけ速やかに拡大していく予定です。

Q.8 「ソトロビマブ」は国から無償譲渡されるとのことだが、譲渡を受けるためにはどのような手続きが必要なのか。

「ソトロビマブ」の国からの無償譲渡については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第六十四条の規定による医薬品等の譲渡等の特例の手続に関する省令（平成 25 年厚生労働省令第 60 号）に基づき、医療機関からの承認申請等の手続きが必要となりますが、当面の間は、「ゼビュディ登録センター」への配分依頼を適切に行っていただくことにより、当該省令に基づく手続きに代えることとしています。

Q.9 無症状で入院している患者には使えるのか。

無症状の患者は臨床試験に組み入れられておらず、有効性及び安全性が確認されていないため、対象としておりません。

Q.10 11 歳以下の小児に対しては、使用ができないのか。

承認された用法及び用量は以下のとおりであり、11 歳以下の小児については対象としておりません。

・用法及び用量

通常、成人及び 12 歳以上かつ体重 40kg 以上の小児には、ソトロビマブ（遺伝子組換え）として 500mg を単回点滴静注する。

Q.11 本剤を活用するケースはどのような場合があるか。

本剤の活用方法は、以下のような場合が考えられます。

なお、本剤の活用方法については「カシリビマブ及びイムデビマブ」と同様に、投与状況等を踏まえつつ、できるだけ速やかに拡大していく予定です。

＜短期入院での投与＞

○ 主に軽症者～中等症を受け入れる医療機関において入院、投与後一定時間の健康観察を行った上、ごく短期間で宿泊療養・自宅療養に移行⁶。

＜医療機関による外来での投与＞

⁶ 入院から自宅療養・宿泊療養への移行等について（周知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000815737.pdf>

○ 医療機関が、自宅療養者等に対し外来として投与する場合には、以下の要件を満たすことが必要となる。

- ① 24時間以内の患者の病態の悪化の有無を確認できる体制が確保されていること（投与完了直後の経過観察、夜間・休日含め、患者からの電話に対応できる体制等）
- ② 投与後の患者の病態の悪化（副作用が確認された場合や重症化した場合）に緊急対応を行える新型コロナウイルス感染症の入院治療を行う医療機関（臨時の医療施設を含む）の外来において投与を行うこと（投与対象者を入院患者として受け入れることが困難な病院及び有床診療所が外来として投与する場合にあっては、患者の病態が悪化した場合に、入院受け入れ可能な医療機関と連携すること。なお、重症度や時間帯等によって単独の医療機関では対応が難しい場合は、異なる連携医療機関で対応することは考え得るが、その場合は、患者が連絡又は受診すべき医療機関が明確になるように、予め医療機関間で役割分担を明確にしておくこと。）
- ③ 投与後に副作用等が生じた場合に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく報告を行う医師を明確化すること
- ④ ①～③について、保健所の介入によらず当該施設で必要な対応を完結できるよう、事前に役割分担及び責任の所在を明確化すること

※ なお、外来での使用に係る留意点については、下記をご参照ください。

<医療従事者及び患者の方向け ご説明資料>

<https://gskpro.com/ja-jp/products-info/xevudy/>

<宿泊療養施設・入院待機施設（臨時の医療施設等）での投与>

○ 投与後の病態の悪化に対応できるよう宿泊療養施設・入院待機施設を有床診療所⁷や有床の臨時の医療施設化⁸。

⁷ 新型コロナウイルス感染症対応に係る医療機関の開設手続等について
<https://www.mhlw.go.jp/content/000622823.pdf>

⁸ 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正を踏まえた 臨時の医療施設における医療の提供等に当たっての留意事項について

○ 当該施設において、投与後、健康観察・療養。

＜臨時の医療施設等ではない宿泊療養施設・入院待機施設での投与＞

○ 臨時の医療施設等に相当する体制を確保している宿泊療養施設・入院待機施設が特段の事情により、有床診療所や有床の臨時の医療施設に位置付けられない場合に、宿泊療養施設や入院待機施設において往診・訪問診療により投与する場合には、下記の要件を満たすことが必要となる。

① 本剤の配置を行う医療機関と連携すること

② 往診・投与を行う医療機関と連携すること

③ 患者の病態が悪化した場合に、入院受入れ可能な医療機関と連携すること。なお、重症度や時間帯等によって単独の医療機関では対応が難しい場合は、異なる連携医療機関で対応することは考え得るが、その場合は、患者が連絡又は受診すべき医療機関が明確になるように、予め医療機関間で役割分担を明確にしておくこと。

④ 患者の病態の悪化に対応出来るよう、日中一人以上の医師・常時一人以上の看護師を配置するなど臨時の医療施設に準じた健康観察体制を十分確保すること

⑤ 投与後に副作用等が生じた場合に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく報告を行う医師を明確化すること

⑥ ①～⑤について、保健所の介入によらず当該施設で必要な対応を完結できるよう、事前に役割分担及び責任の所在を明確化すること（①～⑤について、同一の医療機関によらず、複数の医療機関が連携して行う場合には、当該施設及び当該複数の医療機関の間における役割分担及び責任の所在についても事前に明確化すること）

※ なお、いずれの場合においても、米国FDAのEUA（緊急使用許可）に係るファクトシートによると、

・投与中は患者をモニターするとともに、投与完了後少なくとも1時間は観察することとされている

・入院を必要とする中等度から重度の COVID-19 患者を対象とした海外第 III 相臨床試験において、アナフィラキシーや急性輸注反応（infusion reaction）を含む重篤な過敏症が、投与中から投与後 24 時間後にかけて観察されていることに留意し、十分な健康観察体制を確保すること。

Q.12 本剤を活用するケースにおいて、入院勧告や公費負担となるのか。

本剤を活用する場合には、感染症法上の入院勧告・措置に基づく入院として、公費負担となります。

なお、例外として、患者が自宅療養等として外来又は宿泊療養施設・入院待機施設で宿泊療養として往診・訪問診療により本剤を投与する場合、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による新型コロナウイルス感染症対策事業の補助対象とすることが可能です。

Q.13 入院から宿泊療養に移行する場合等において、移送方法をどのように確保すべきか。

民間救急やタクシー事業などに委託することが考えられます。この場合、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の補助対象となります。

Q.14 国内で報告されている副作用には、どのようなものがありますか。

令和 3 年 10 月 26 日時点で、副作用報告のベースとなる推定使用患者数 156 例のうち、非重篤な副作用が 1 件（下痢）報告されています。

あくまで本剤の副作用と疑われるものとして報告されたものであり、本剤投与との因果関係の評価が確定しているものではありませんが、こうしたこともご参考の上、Q11 の回答に記載しているように、24 時間以内の患者の病態の悪化の有無を確認できる体制（夜間・休日含め、患者からの電話に対応できる体制等）の確保を御願います。

Q.15 本剤を投与した後、新型コロナのワクチン接種を受けても良いのでしょうか。

米国疾病予防管理センター（CDC）の見解を参考にすると、抗体が身体に残っている間はワクチンの効果が弱まる可能性があり、3 ヶ月程度は空けることが望ましいため、こうした見解も踏まえ、医療現場において判断してください。

(参考) CDC による受動抗体投与後のワクチン接種に関する見解
モノクローナル抗体または回復期血漿での治療を受けた場合は、治療から少なくとも 90
日以降にワクチンを接種することが勧められる。
([https://www.cdc.gov/vaccines/covid-19/clinical-considerations/covid-19-](https://www.cdc.gov/vaccines/covid-19/clinical-considerations/covid-19-vaccines-us.html)
[vaccines-us.html](https://www.cdc.gov/vaccines/covid-19/clinical-considerations/covid-19-vaccines-us.html))

(保 208)

令和 3 年 1 1 月 9 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎
(公印省略)

厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その 82）」の送付について

令和 2 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和 2 年 3 月 5 日付け日医発第 1181 号（保 265）「令和 2 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省保険局医療課より、令和 2 年度診療報酬改定に関する Q & A「疑義解釈資料の送付について（その 82）」が発出されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

以上、本件について貴会会員にご周知下さいますようお願い申し上げます。

【添付資料】

疑義解釈資料の送付について（その 82）

（令 3. 11. 8 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事 務 連 絡
令和 3 年 11 月 8 日

地 方 厚 生（ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 82）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件(令和 2 年厚生労働省告示第 57 号)等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号）等により、令和 2 年 4 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

(別添)

医科診療報酬点数表関係

【SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出】

問1 令和2年5月13日付けで保険適用された SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出を実施する際に用いるものとして、「SARS-CoV-2 抗原の検出（COVID-19 の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和3年 11 月 8 日付けで薬事承認された「イムノエース SARS-CoV-2 II」（株式会社タウンズ）及び「キャピリア SARS-CoV-2 II」（株式会社タウンズ）はいつから保険適用となるのか。

（答）令和3年11月8日より保険適用となる。

【SARS-CoV-2・インフルエンザ抗原同時検出】

問2 令和3年5月12日付けで保険適用された SARS-CoV-2・インフルエンザ抗原同時検出を実施する際に用いるものとして、「SARS-CoV-2 抗原及びインフルエンザウイルス抗原の検出を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和3年 11 月 8 日付けで薬事承認された「KBM ラインチェック nCoV/Flu」（コージンバイオ株式会社）はいつから保険適用となるのか。

（答）令和3年11月8日より保険適用となる。